

令和4年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

[公園名]寝屋川公園

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>安定的な運営が可能となる人的能力</p>	<p>労働災害等未然防止のための管理運営</p>	<p>■施設所管課の評価 ・6月にクスノキ倒木による物損事故が発生した。結果としては物損のみの事故であったが、人身事故にもなり得る事故が発生したことは重く受け止めなければならない。 ・事故後は、樹木医が同行して緊急点検を行うなど、迅速に安全確保の対策を実施した。</p> <p>■評価委員会の評価 ・施設所管課評価は適正である。 ・公衆災害が発生したことは重く受け止め、再発防止策にしっかり取り組むべきである。</p>	<p>■樹木医との連携 ・外観点検だけでは判断が難しい危険木については、樹木医の協力を得ながら危険木の緊急点検を行っていく。 ・樹木医等による点検方法についての研修を行い、スタッフの点検スキルを向上させていく。</p> <p>■パトロールの強化 ・樹木管理については、毎日の巡視業務における目視点検に加え、月に1回「緑の安全パトロール」を実施する。 ・心材を腐朽させるコフキタケやベッコウタケの発生等に留意して、外観点検を行う。 ・必要に応じて打音点検等も取り入れていく。</p> <p>■樹木定期点検の実施 ・すべての樹木について、年に1回以上、目視による視診、木槌による打診、鋼棒による根茎の開口空洞等の点検を行う。 ・点検時期は、新葉が展葉する5月又は台風シーズン前の9月に設定する。</p>	<p>■樹木点検と危険木への対応 ・樹木管理については、毎日の巡視業務における目視点検に加え、月に1回「緑の安全パトロール」を実施する。 ・かかり枝、枯れ枝等で落下の危険性のある樹木については発見次第速やかに処理する。 ・危険度の判断が難しい樹木については、樹木医の協力を得ながら対処し、安全で美しい景観の維持に努めていく。 ・公道や園路の通行に支障が生じる場合は、通行止めや警備員の配置など適切な安全対策を行う。 ・すべての樹木について、年に1回以上、目視による視診、木槌による打診、鋼棒による根茎の開口空洞等の点検を行う。</p> <p>■安全意識の強化 ・毎朝の朝礼や毎月の所内会議において、事故事例等の情報を他公園のものも含めて共有し、従業員全員の危機管理意識の向上に努めていく。 ・樹木医による点検方法の研修として、樹幹開口空洞や腐朽部露出など、目視点検において押さえておくべき項目についての評価基準の知識のほか、目視点検で異常が確認された場合の点検方法として、木槌による打診や貫入棒の挿入による樹幹内部の腐朽進行度診断など、より詳細な点検方法についての研修を必要に応じて行う。</p>